

○小林委員長 次に、送付7-2、陳情書 万世橋区民館ジョイントマット常設の件が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご覧ください。

陳情の朗読はいかがですか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

それでは、まず本陳情について、執行機関から情報提供等がございますでしょうか。

○宮原和泉橋出張所長 私のほうからは、和泉橋出張所及び区民館の改修工事にまつわる団体利用の経緯についてご説明いたします。

まず、令和5年度、令和6年度の区民館改修工事については、企画総務委員会にご報告の際にご指摘を頂きましたとおり、各種団体が継続して活動できるよう、他館と調整を図っておったところでございます。和泉橋区民館をご利用いただいておりますこの合気道団体につきましても、活動継続のために万世橋区民館をご紹介いたしました。活動に際しては衝撃による振動や騒音が一定程度伴うことから、これらの緩和策として、和泉橋区民館にて預かっていたマットも一時的に万世橋区民館に存置したものでございます。ただし、万世橋区民館には既に物置等に備品が入っておりますため、和泉橋区民館等の工事期間中に限り、マットについては部屋の片隅に置くことを団体側と両所長とで申し合わせたところでございます。先般、和泉橋出張所・区民館の改修工事も終わる見込みが立ったため、当該団体には、和泉橋出張所・区民館に戻って活動ができる旨ご案内を申し上げたところでございます。

以上、説明を終わります。

○小林委員長 はい。説明が……

○田中副委員長 もうお一方。

○小林委員長 すみません。万世橋出張所長。

○近藤万世橋出張所長 万世橋出張所からのご報告では、一応当初の団体との申合せのとおり、和泉橋区民館改修の工事の完了に伴いお戻りいただくことにつきましては団体にお話をしたところでございましたが、もし団体が引き続き万世橋区民館をお使いになりたいということであれば、ルールの範囲内でご利用いただくことは問題はありません。また、今回、陳情書中のジョイントマットのご寄附の話については、まだ万世橋出張所として伺っているものではございません。本陳情により初めて伺ったところでございますので、まずは団体から丁寧に話をお伺いすることから対応してまいりたいと思います。

報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の皆様、そのほか、執行機関に確認したい事項はございますか。

○大坂委員 じゃあ、1点だけ。今、出張所長のほうからお話がありましたけれども、この陳情の内容そのものを、実際に確認をまだしていなかったということと、この内容であれば様々調整の上、対応することも難しくはないというような認識でよろしいのでしょうか。

○近藤万世橋出張所長 大坂委員お申し出のとおり、まず、こちらの陳情書については、今回初めてお伺いしました。今後の対応については、まず内容を、団体からちょっと丁寧に伺った上で、ちょっとじっくりお話ししながら決めて、前向きに決めてまいりたい

と思います。

○大坂委員 ありがとうございます。その辺りはちょっと丁寧に進めていただければなと思います。ただ、一方で、陳情として、委員会でこの個別具体的な案件について細かく議論するというのはあまりなじまないのかなというところもありますので、今回に関しては、しっかりと、丁寧に個別に対応していただくということで、この陳情自体はお返しをされているのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 ただいま大坂委員から、ご提案も含め、意見がございましたけど、他の委員の方、何かございますか。

○米田委員 はい。今、大坂委員がおっしゃったとおり、所長も陳情が出て初めて分かったと。まずはお話し合いをして、しっかり対応いただけるということであれば、大坂委員がおっしゃったとおり、今日の議事録と、丁寧に話し合いをやっていただくということで陳情をお返ししてはどうかなと、私も思います。

○小林委員長 はい。ただいま米田委員からもご意見がありました。もう取扱いのところに入っていると思いますけど、本陳情につきましての取扱いにつきましては、大坂委員、米田委員から発言がありましたとおり、本陳情の件につきましては、この、今の意見をもって陳情者に議事録をお返しするような扱いがよろしいかと思えますけど、いかがですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情につきましては、そのように対応したいと思います。

本陳情の審査を終了しますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、送付7-2の陳情審査を終了いたします。